

# <sup>1</sup>産業廃棄物問題について<sup>2</sup>

---

## 産業廃棄物税導入の提言

立命館大学 古川ゼミ 環境政策

小松原清人 高田康祐 橋口裕介

2008年12月<sup>3</sup>

---

<sup>1</sup>

<sup>2</sup>本稿は、2008年12月20日、21日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2008」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、古川教授（立命館大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

## 要約

私たちはこれまで、大量のものを生産、消費、廃棄する社会のもと、豊かな生活を送ってきた。その反面、大量のごみを産み出し、現在では地球規模での問題となっている。私たちが今回取り上げる産業廃棄物とは、事業活動によって排出された廃棄物のうち、法で規定された 20 種類をいう。

2003 年度に排出された一般廃棄物は 5161 万トン、産業廃棄物は 4 億 1200 万トンだった。排出量だけでみると、一般廃棄物は減少傾向が見られるが、産業廃棄物はこの 10 年間横ばい状態にある。別の見方をすれば、バブル期までに増加した排出量がバブル崩壊を経た後も、高止まりのまま推移してきたということだ。この間に「循環型社会基本法」が施行され、3R 政策が進められてきた。3R のトップに掲げられたリデュース、つまり発生規制という観点からみれば、消費量そのものを抑制しない限り、廃棄物の排出量削減はできないことを示唆している。

その一方で最終処分量は確実に減っている。1989 年度の最終処分量を 100 とすると 2003 年度の最終処分量は一般廃棄物が 50 産業廃棄物が 33 であった。各種リサイクル法の施行による再資源化の推進のほか、中間処理による減容化技術の功績でもあろう。その背景には、最終処分場の残余年数があり、崖っぷちにたたきつけて対策を急いできたのも事実である。

私たちは、産業廃棄物を削減するための政策として課税が有効と考える。環境政策における経済的手法は、直接規制と比べると以下のような長所がある。

①多数の経済活動に起因し、あるいは汚染源が拡散した環境問題の場合、規制的手法では、削減目標を定め、その実施をモニターすることが難しく、行政コストが高くなり、また結果的に過大な削減コストを招くこともある。一方で経済的手法は、市場メカニズムを通じて、各主体が最も経済的な行動を選択することによって、最も少ないコストで最適な資源配分がされる。

②規制的手法では、規制値を超える汚染量削減のインセンティブが欠如するが、経済的手法は、汚染量の削減が経済的利益に結びつくため継続的なインセンティブ効果があり、技術開発に長期的にプラスの影響を与える。

産業廃棄物税は平成 13 年に三重県から始まり、その後どう府県に広まっていき、現在では 27 の道府県が実施している。しかし、関東地方では導入されていないのが現状である。今回は関東地方の中の茨城県を例にとって、産業廃棄物税の導入に関して検討していく。

また、産業廃棄物税には大きく分類して二種類のタイプがあり、それぞれ最終処分者特別徴収方式と事業者申告納付方式と呼ばれている。それぞれの特徴を述べるが、今回は滋賀県と三重県が実施している事業者申告納付方式を、滋賀県を参考にして提言する形をとる。

それぞれの方式の特徴を述べる前に、簡単に滋賀県と茨城県の概要を述べたい。

まずは滋賀県の概要を述べる。滋賀県の人口は約 138 万人で、人口増加率は 0.51%（平成 17 年度）と全国で 5 番目に高く、また県民一人当たりの所得は 320 万円でも高い。ごみに対する所得弾力性は 1 以下の正なので、人口が増加している滋賀県の一般ごみの排出

量は将来的には大いに増加が見込まれる。また産業廃棄物についても下水道の普及とともに終末処理場からの汚泥の増加や建設系の廃棄物の排出量の伸びから、基本的には将来増加が見込まれるとしている。現在の滋賀県の廃棄物処理の状況は以下のようになっている。一般廃棄物の焼却場は県全体で14施設あり、処理能力の合計は1,539t/日となっている。焼却方式別で見ると24時間運転の全連続式が7施設で半分を占め、その内ガス化溶融炉は1施設、灰溶融炉は1施設でスラグ化を行っている。産業廃棄物焼却施設は37施設で自社施設が17施設、処理業者が20施設となっている。これらは平成17年度3月時点の数字であり、焼却施設数は平成13年度との比較では98→37施設、処理能力は3,806→594トン/日と大幅に下落している。企業の大規模炉の休止、ダイオキシン類特別対策処置法に対応できない施設が廃止されていることが原因らしい。変わって収集運搬業者が飛躍的に増加している。建設廃棄物は、産業廃棄物の量の中に占める割合が大きい。

滋賀県の廃棄物将来予測は、一般廃棄物が平成27年度までほぼ横ばいで47万トンと推定している。ゴミ排出量の20%は資源化され、資源化されないゴミは焼却施設でサーマルリサイクルが反映されるようにしている。(発電を行う施設や外部へ積極的に熱供給する施設の設置を推進するとしている) 産業廃棄物は418万トンで微増となっている。下水道汚泥の総排出量が増加することが原因。リサイクル率は目標を上回るペースで進んでいるが、残念ながら総排出量の減量にはなっていない

次に茨城県の概要を述べる。茨城県は関東地方の北東に位置する県であり、平成16年度の人口は約300万人となっている。太平洋に面しており、主な産業は農業や製造業、水産業となっている。茨城県の平成15年度における産業廃棄物の発生量は10,679千トンである。発生量を業種別にみると、製造業が6,614千トン(62%)で最も多く、次に電気・水道業が1,986千トン(19%)、建設業が1,946千トン(18%)となっており、この3業種で全体の99%を占めている。また、発生量を種類別にみると、汚泥が4,143千トン(39%)で最も多く、次に、鉱さいが2,835千トン(27%)、以下、がれき類が1,613千トン(15%)、ばいじんが640千トン(6%)等となっている。産業廃棄物の処理現状については平成15年度の資源化率(発生量に対する資源化量の割合)は58%、減量率は38%、最終処分量は4%となっている。また、業種別に見る産業廃棄物発生量の将来見通しは製造業及び、電気・水道業、建設業は増加が見込まれる。特に電気・水道業は、下水普及率の増加に伴う下水汚泥の発生量の増加を見込まれる、となっている。

では産業廃棄物税の2タイプの特徴を見ていく。滋賀・三重では事業者申告納付方式が採られている。そして滋賀・三重以外では最終処分業者特別徴収方式が採用されている。

三重県の調査結果によれば、「産業廃棄物の排出量は産業廃棄物税が導入された平成14年度においてもほとんど変化がないが、再生利用量及び減量化量がともに増加(それぞれ対13年度比で約5%及び約9%の増)した結果、最終処分量は対13年度比約24%の減となった。また、排出量に占める最終処分量の割合は、平成12年度の約20%から14年度には約12%と急速に減少している」という。また、三重県が多量排出事業者に対して実施したヒアリングの結果によると、大部分の事業者においては、産業廃棄物税の導入とは別に、最終処分場のひっ迫を背景として、生産工程の改善等による排出削減やセメント原料化等のリサイクルの取組を継続的に進めているが、税導入や税収による補助事業の活用をこのような取組の推進の一要因として挙げる事業者も見られることから、最終処分量の減少に税導入の効果もある程度寄与していると考えられる。

そして最終処分業者特別徴収方式には課税システムが簡素であるというメリットはあるものの、廃棄物を排出している当の排出事業者に対して経済的なインセンティブに欠けるというデメリットがあげられる。

三重県の報告から分かるように、税金をかける点では同じではあるが、納税者を排出事業者とすることにより事業者に対して経済的なインセンティブがはたらき、廃棄物の排出削減にプラスの効果がはたらくのである。

## 目次

### はじめに

## 第1章 日本全体における産業廃棄物の現状

- 第1節 (1. 1) 産業廃棄物とは
- 第2節 (1. 2) 産業廃棄物の排出量
- 第3節 (1. 3) 産業廃棄物処理の現状

## 第2章 産業廃棄物税導入

- 第1節 (1. 1) 日本における産業廃棄物税の現状

## 第3章 茨城県の産業廃棄物の現状

- 第1節 (1. 1) 茨城県の産業廃棄物の排出量の現状
- 第2節 (1. 2) 茨城県の産業廃棄物の処理の現状
- 第3節 (1. 3) 茨城県の産業廃棄物発生量の見通し

## 第4章 滋賀県の産業廃棄物に対する取り組み

- 第1節 (1. 1) 滋賀県の廃棄物処理の仕組み
- 第2節 (1. 2) 滋賀県の廃棄物の課税方法
- 第3節 (1. 3) 滋賀県の産業廃棄物税の問題点
- 第4節 (1. 4) 滋賀県・三重県以外の産業廃棄物税の仕組み
- 第5節 (1. 5) 三重県による調査

## 第5章 結論

## 参考文献・データ出典

環境庁 報道発表資料 「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」

滋賀県 環境白書

75 回環境・環境教育研究会報告 地域の環境紛争に関する報告

社団法人全国産業廃棄物連合会 建設廃棄物専門部会 報告書

「建設廃棄物処理の現状と問題、そして解決に向けて」

滋賀県産業廃棄物税のあらまし

茨城県廃棄物処理計画

## はじめに

---

今日、環境問題が全国的に取り上げられており、そのひとつとして廃棄物の問題がある。私たちは経済学部で税制について学んだこともあり、それを活用し廃棄物を削減する政策として産業廃棄物税をテーマに選びました。私たちはまったく新しい政策を提言するのではなく、実際に行われている課税政策を、まだ税制がしかれていない都道府県に普及させることを提言し、それが廃棄物削減につながると私たちは考えます。分析手法としては滋賀県の産業廃棄物税の制度を挙げ、茨城県に当てはめるために、各県の環境白書や、廃棄物処理計画の統計資料を分析していき、事業者申告納付方式の産業廃棄物税が有効であるという結論に至った。

# 第1章 日本全体における産業廃棄物の現状

---

## 第1節 産業廃棄物とは

私たちの住む日本は、戦後から製造業を中心に産業を復興させ、現在では世界全体の中でもトップクラスのGDPを誇り、先進国として位置づけられている。しかし、近年よく言われるように、経済成長に伴う環境破壊が問題視されている。二酸化炭素排出にかかわる温暖化問題や、森林伐採問題など、環境問題にもたくさんあるが、今回私たちはゴミに焦点を当てようと思う。ゴミは大きく分けて一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。今回は特に産業廃棄物にターゲットを絞って論じたいと思う。私たちが今回取り上げる産業廃棄物とは、事業活動によって排出された廃棄物のうち、法で規定された20種類をいう。例えば、焼却炉の残灰や機会につかう油、プラスチックのくずや金属のくず、畜産業に見られる動物のふんなどがあげられる。ここでいう事業活動とは、製造業や建設業以外にも、事務所や商店等の商業活動や、水道、学校等の公共事業も含まれる。事業活動によって排出される廃棄物であっても法で規定された20種類に該当しないものは一般廃棄物と定義され、例えば事務所などからの紙くず、段ボール、飲食店からの残飯、小売店からの野菜くずなどは「事業系一般廃棄物」と呼ばれている。

## 第2節 産業廃棄物の排出量

03年度の産業廃棄物の総排出量は前年度から約4.7%増えて、4億1162万トン。このうち再生両々は49%であるのに対し、最終処分量は7%であった。産業と人口が集中する関東、中部、近畿地方からの排出量が全体のほぼ6割を占めている。また、種類別の排出量（重量ベース）では汚泥が46.3%ともっとも多く、次いで動物の糞尿が21.6%がれき類が14.4%となっている。

業種別の排出量（重量ベース）では、トップの電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ、農業、建設業の上位3業種が、全体の約6割を占めている。このうち、農業についてはバイオマス活用を推進する施策が進められているものの、他の業種のように大企業が存在する業種ではないため、再生利用のための施設への投資が難しい。この部分でいかに資源を有効に利用する仕組みを構築するか、エネルギーおよび食糧を含む資源セキュリティとして考えていく必要があるだろう。



### 第3節 産業廃棄物処理の現状

廃棄物処理の現状 2003 年度に排出された一般廃棄物は 5161 万トン、産業廃棄物は 4 億 1200 万トンだった。排出量だけでみると、一般廃棄物は減少傾向が見られるが、産業廃棄物はこの 10 年間横ばい状態にある。別の見方をすれば、バブル期までに増加した排出量がバブル崩壊を経た後も、高止まりのまま推移してきたということだ。この間に「循環型社会基本法」が施行され、3R 政策が進められてきた。3R のトップに掲げられたリデュース、つまり発生規制という観点からみれば、消費量そのものを抑制しない限り、廃棄物の排出量削減はできないことを示唆している。

その一方で最終処分量は確実に減っている。1989 年度 of 最終処分量を 100 とすると、2003 年度 of 最終処分量は一般廃棄物が 50 産業廃棄物が 33 であった。各種リサイクル法の施行による再資源化の推進のほか、中間処理による減容化技術の功績でもあろう。その背景には、最終処分場の残余年数があり、崖っぷちにたたされて対策を急いできたのも事実である。

日本における廃棄物の9割は産業廃棄物から排出されており、平成17年の廃棄物の量は4億2,200万tとなっている。これは前年度より約500万t増加の結果となっている。環境庁の報告によると業種別排出量は電気・ガス・熱供給・水道業（下水道業を含む）からの排出量が最も多く、約9,700万トン（全体の23.0%）であり、次いで、農業が8,754万トン（同20.8）、建設業が約7,647万トン（同18.1%）、鉄鋼業が約4318万トン（同10.2%）、パルプ・紙・紙加工品製造業が約3,549万トン（同8.4%）、化学工業が約1,680万トン（同4.0%）であった。私達が住む滋賀県は、第二次産業の割合が49.9%と全国1位となっている。また、産業別増加寄与率をみると、第2次産業に引き続いて製造業が41.7%となっており、製造業の割合が高いといえる。

### 第4節 日本における産業廃棄物税の現状

今日、産業廃棄物を減らすために各都道府県でさまざまな取り組みがなされている。産業廃棄物の再資源化を促進するものや、そもそも廃棄物を出さないように、削減していこうとするものやさまざまな政策がとられている。今回私たちが注目したいのは産業廃棄物税についてである。

産業廃棄物税は平成13年に三重県が最初に条例を制定してから、現在27道府県に広まっていて、産業廃棄物抑制、ひいては税収にもつながるとも有効な手段であるといえる。しかし産業廃棄物税を実施している道府県を見てみると、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、愛知県、三重県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市といったように、関東地方ではほぼ実施されていないという現状がある。今回、私たちは代表として茨城県を取り出し、茨城県の産業廃棄物の現状と、その現状に対する産業廃棄物税の提言を行っていく。

## 第2章 茨城県の産業廃棄物の現状

### 第1節 茨城県の産業廃棄物の排出量の現状

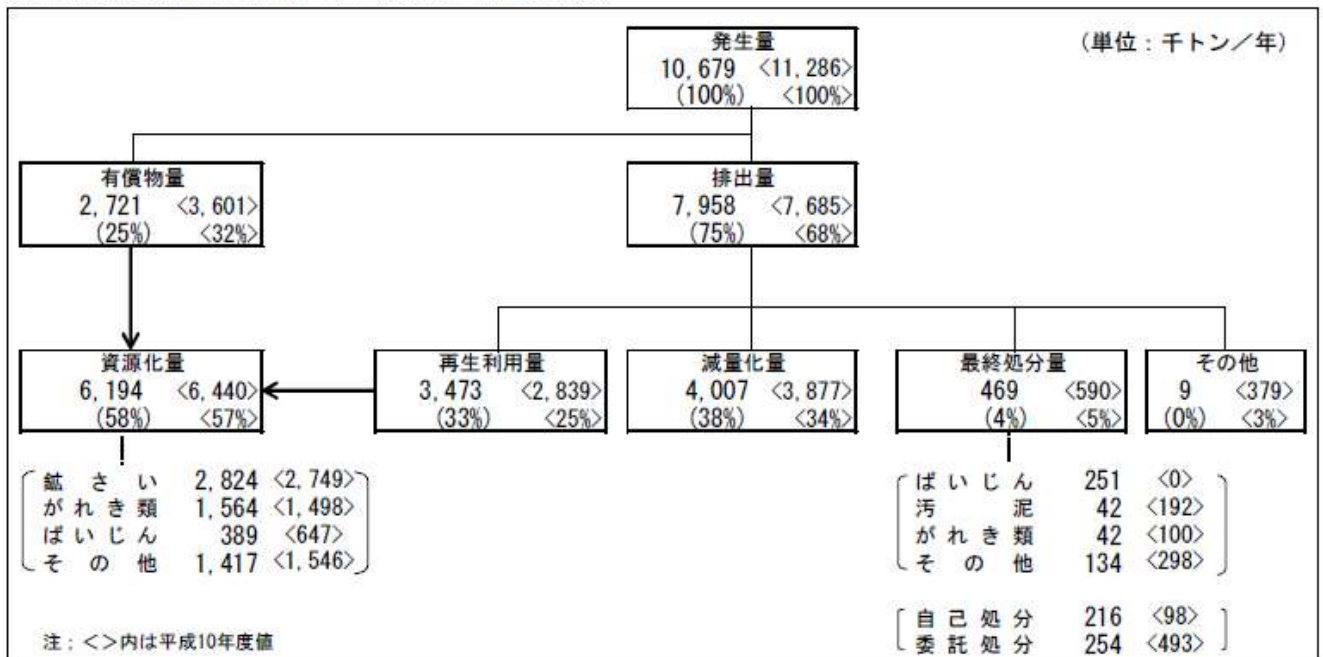
まずは茨城県の産業廃棄物の現状についてである。

茨城県は関東地方の北東に位置する県であり、平成16年度の人口は約300万人となっている。太平洋に面しており、主な産業は農業や製造業、水産業となっている。

茨城県の平成15年度における産業廃棄物の発生量は10,679千トンである。発生量を業種別にみると、製造業が6,614千トン(62%)で最も多く、次に電気・水道業が1,986千トン(19%)、建設業が1,946千トン(18%)となっており、この3業種で全体の99%を占めている。

また、発生量を種類別にみると、汚泥が4,143千トン(39%)で最も多く、次に、鉱さいが2,835千トン(27%)、以下、がれき類が1,613千トン(15%)、ばいじんが640千トン(6%)等となっている。

#### 産業廃棄物の処理量（平成15年度実績）



平成 15 年度の資源化率（発生量に対する資源化量の割合）は 58%、減量率は 38%、最終処分率は 4%となっている。次に年度別産業廃棄物の処理量をあげる。

### 年度別産業廃棄物の処理量

(単位:千トン/年)

	平成5年度	平成10年度	平成15年度	増減(H15-10)
発生量	10,396 (100%)	11,286 (100%)	10,679 (100%)	△ 607
有償物量	3,254 (31%)	3,601 (32%)	2,721 (25%)	△ 880
排出量	7,143 (69%)	7,685 (68%)	7,958 (75%)	273
資源化量	5,016 (48%)	6,440 (57%)	6,194 (58%)	△ 246
減量化量	3,913 (38%)	3,877 (34%)	4,007 (38%)	130
最終処分量	1,441 (14%)	590 (5%)	469 (4%)	△ 121
保管量	26 (0%)	379 (3%)	9 (0%)	△ 370

平成 15 年と平成 10 年を比較すると、資源化率は僅かながら増加し、また最終処分量も減少しているものの、資源化率を上げる必要性和見込みがあるのが現状である。

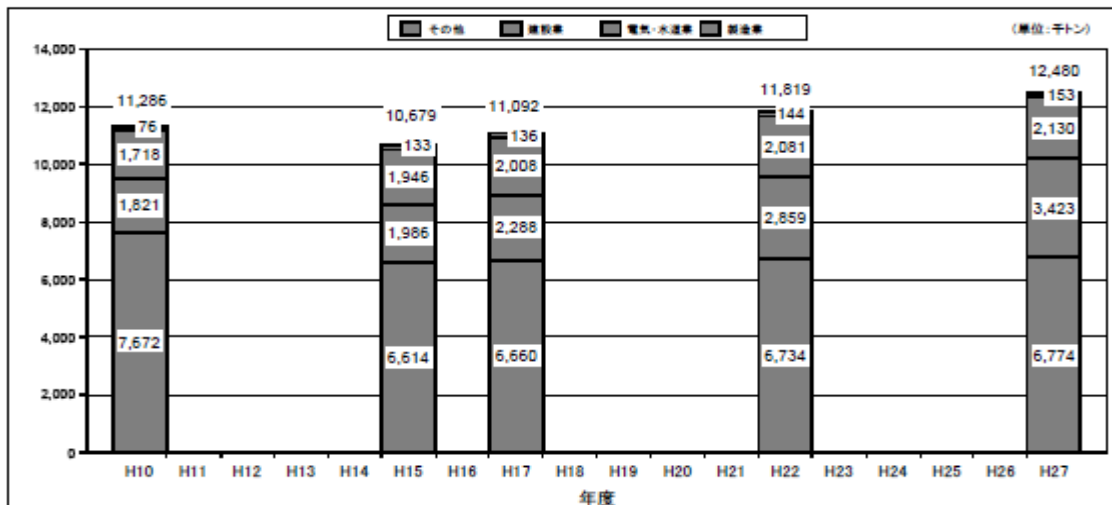
このような状況を踏まえて、茨城県は最終処分対策を打ち出している。以下に、平成 18 年 3 月に発表された、第二次茨城県廃棄物処理計画の 49 ページの冒頭部分より抜粋する。

「平成 15 年度の最終処分量は 469 千トンであり、最終処分量を業種別・種類別にみると、電気業のばいじんと燃え殻、建設業のがれき類、製造業の廃プラスチック類とガラス陶磁器くずの最終処分量が多くなっています。このうち、電気業のばいじんと燃え殻は、埋立地造成のため海面処分場で埋立処分されていますが、建設業のがれき類、製造業の廃プラスチック類及び窯業・土石製造業のガラス陶磁器くずについては、更なる分別・資源化を図り、できるだけ最終処分量を減らす工夫が必要となります。」

## 第3節 茨城県の産業廃棄物発生量の見通し

しかし茨城県の発表した業種別の産業廃棄物発生量の将来見通しは以下のようにになっている。

業種別発生量の将来見通し



このグラフより、製造業及び、電気・水道業、建設業は増加が見込まれる。特に電気・水道業は、下水普及率の増加に伴う下水汚泥の発生量の増加を見込まれる。

そこで、私たちは産業廃棄物の発生量を下げる、そしてリサイクル率を上げるための政策を提言したい。そのためには、産業廃棄物税導入を考える。しかし、前記した通り、産業廃棄物税を導入している都道府県は全都道府県の約半分を占め、複数の手法がとられている。その中でも、大きく2種類に分けられる。滋賀県・三重県の産業廃棄物税とそれ以外の産業廃棄物税の2種類である。

# 第3章 滋賀県の産業廃棄物に対する取り組み

## 第1節 滋賀県の廃棄物の概要

現在の 滋賀県の廃棄物処理の状況は以下のようになっている。  
一般廃棄物の焼却場は県全体で 14 施設あり、処理能力の合計は 1,539t/日となっている。燃焼方式別で見ると 24 時間運転の全連続式が 7 施設で半分を占め、其の内ガス化溶融炉は 1 施設、灰溶融炉は 1 施設でスラグ化を行っている。産業廃棄物焼却施設は 37 施設で自社施設が 17 施設、処理業者が 20 施設となっている。これらは平成 17 年度 3 月時点の数字であり、焼却施設数は平成 13 年度との比較では 98→37 施設、処理能力は 3,806→594 トン/日と大幅に下落している。企業の大規模炉の休止、ダイオキシン類特別対策処置法に対応できない施設が廃止されていることが原因らしい。変わって収集運搬業者が飛躍的に増加している。建設廃棄物は、産業廃棄物の量の中に占める割合が大きい。それゆえ、不法投棄が多さや、処分場の不足などの問題が多い。建設廃棄物においては、発生源が移動、重層下請け構造など他の産業廃棄物と異なる特徴をもつが、これに起因する問題も多い。建設廃棄物の処理を円滑化、適正化することは国土の環境保全上重要である。建設廃棄物問題については、排出する建設業者、処理する産業廃棄物処理業者、そしてそれを監督する行政などがそれぞれの立場で積極的な行動を起こさなくてはならない。

滋賀県の廃棄物将来予測は、一般廃棄物が平成27年度までほぼ横ばいで47万トンと推定している。ゴミ排出量の20%は資源化され、資源化されないゴミは焼却施設でサーマルリサイクルが反映されるようにしている。(発電を行う施設や外部へ積極的に熱供給する施設の設置を推進するとしている) 産業廃棄物は418万トンで微増となっている。下水道汚泥の総排出量が増加することが原因。リサイクル率は目標を上回るペースで進んでいるが、残念ながら総排出量の減量にはなっていない。アスベストなど新たに問題となる廃棄物については埋め立てを中心に処分量は増加すると予想している。家庭や事業所から排出された廃棄物は、リサイクルされたり、焼却処分等がなされ、最終的に埋立処分されたりしている。

## 第2節 滋賀県の廃棄物処理施設設置の現状

こうして廃棄物の処理施設の設置は周辺地域での理解が得られにくい状況にある。滋賀県の焼却施設に対する考え方として（志賀町栗原地先の焼却施設）の例をあげます。現在問題になっている志賀町の焼却施設に関しては県内で発生する産業廃棄物を処分する施設が平成14年の規制強化などにより減少したことから、これらの産業廃棄物を適正に処分するとともに熱エネルギーの有効利用などを行う施設「県南部広域処理システム」の整備に向けた取り組みを進めるとしている。さらに「当施設については、環境保全に十分配慮し、ごみ処理施設の適切な集約化を一層進めるため、市町と連携し一般廃棄物の併せ処理に向け取り組む」として、廃棄物焼却施設の広域化と共に産業廃棄物と一般廃棄物の混焼施設の建設を進めることを宣言している。

## 第3節 環境紛争に関する事例と取り組み

産業が発展するに伴い、廃棄物は増大し、廃棄物処理の適正処理に伴う社会的費用や不法投棄も同時に増大する。社会は今まで廃棄物の処理を産廃業者などの一部の人に押し付け、環境のことを後回しにし、現在豊かさだけを受けてきた部分がある。静脈産業といわれるこの分野はきちんとしたルールが確立しているとは言えず、近年ようやく行政が重い腰を上げつつある。公共投資が財政赤字で抑制されつつある状況下で、循環型の社会を目指す国も地方も、静脈産業に対しては比較的设备投資をしやすい。ウィリアム・カップは公共部門による環境破壊に言及しているが、行政が産業界側にたち、公共財を起爆剤として景気回復や地域の発展を図ろうとすると、行政による環境破壊が発生する。行政は方針を一度決定すると容易に変更しようと思わず、環境を守ろうとする住民の訴えに耳を傾けず、国・地方の行政部門と環境を守ろうとする住民との間で、紛争や裁判闘争が発生する。川辺川ダムや新潟県巻町の原発紛争のように、行政相手の環境紛争は長期化しやすく、反対運動を継続するためには人的資源はもちろんのこと、運動を持続するための経済的裏付けが住民側に必要になる。滋賀県が栗原地先に焼却場建設をする理由に、焼却場としての土地取得の容易さと土地価格の安さにあったと思われる。しかし、私的費用が安くても紛争に伴う外部費用が今回のように多額になれば結果として社会的費用は高くなる。廃棄物処理の公平な地域住民に対する負担、役割分担は容易ではない。

環境を守る主体はその環境を守ろうとする人であるように、地域の環境紛争を解決しようとする主体はその地域の住民でなければならない。現実の環境紛争は多くの住民のピラ活動や署名活動、集会、抗議行動など無報酬の運動から成り立っている。

環境紛争の分析手段としては、静学、動学モデルなどを使用して地域の紛争を分析することが可能である。紛争は公私において損失につながり、出来るだけ避けるべきである。紛争を未然に防ぐことにより大幅に社会的な費用は削減できる。上記で扱った事例のような紛争は、紛争の一方の当事者である行政側が何よりもコスト意識に目覚め、紛争の予防、早期解決に努める必要がある。負の公共財に関しても、その必要性が明確になれば、「適地選定」や戦略的環境アセスを実施することによって透明性、必要性を高め、紛争が発生しないよう進める手順が行政側にとって大切である。住民側も紛争の力関係を客観的に見て、解決に向けた話し合いなど長期的解決も視野に入れた柔軟な対応が必要である。「廃棄物の適正処理は公共関与が必要性」とする考えは住民同意もなく負の施設建設を促進することにつながり、いたずらに紛争を長引かせ、社会的費用の浪費に繋がる。社会的費用の削減に行政を向けるには、政治や真の民主主義を機能させる必要がある。長期的解決に向けた展望を立つと、環境紛争は必ず社会的費用削減の方向に動いていくものと思われる。

人口約 23,000 人の小さな町で発生した「地域の環境紛争」を検討し、行政を相手に住民が起こす環境紛争は、解決のために投入する時間、労力、努力といったものを金額に換算することが可能であり、平成 16 年度における紛争コストは 4.6 億円（志賀町財政の 6%）となっている。

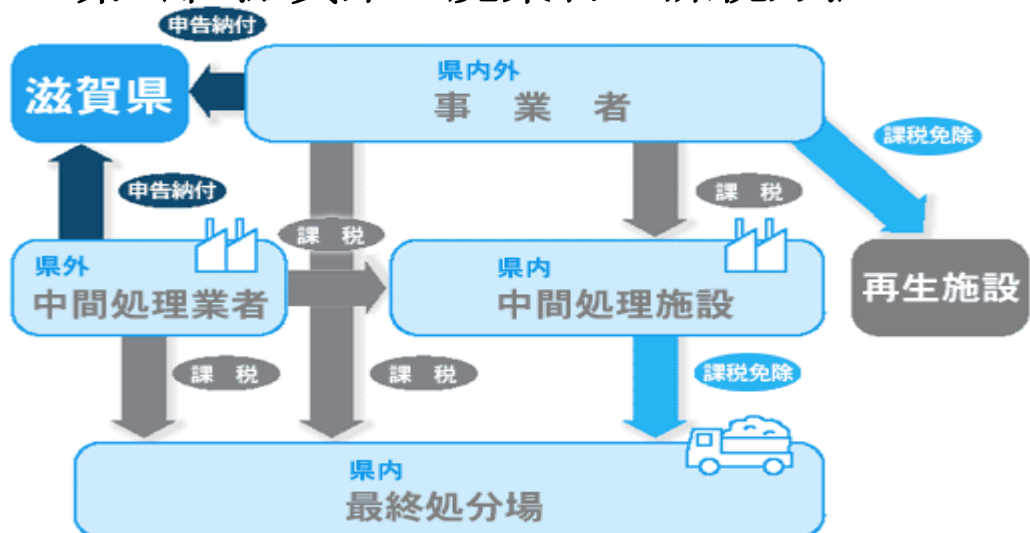
滋賀県が産業廃棄物に対する取り組みとして他にも産業廃棄物税があげられる。これは、産業廃棄物の発生を抑えることと廃棄物の資源化の取り組みの一環として、平成 16 年から導入された制度です。もう少し具体的に述べると、県内の中間処理施設または最終処分場へ 1 年間に 500t を超えて搬入した事業者に対して 1t 当たり千円の税金を課す制度である。平成 18 年度の税収額は約一億千万となっている。

# 第4章 滋賀県の産業廃棄物税の仕組みとそれ以外の都道府県の仕組み

## 第1節 滋賀県の廃棄物処理の仕組み

滋賀県の人口は約138万人で、人口増加率は0.51%（平成17年度）と全国で5番目に高く、また県民一人当たりの所得は320万円でこれも高い。ごみに対する所得弾力性は1以下の正なので、人口が増加している滋賀県の一般ごみの排出量は将来的には大いに増加が見込まれる。また産業廃棄物についても下水道の普及にともなう終末処理場からの汚泥の増加や建設系の廃棄物の排出量の伸びから、基本的には将来増加が見込まれるとしている。物質の流れが「生産」から「廃棄」への一方通行となっており、廃棄物処理に新たな資源を投入するこれまでの社会のシステムを見直し、環境への負荷を低減する必要がある。そのために、廃棄物の発生を抑制すること。排出された廃棄物をごみではなく、資源と捉え原材料として循環利用することが課題である。また、現在量として使えないごみは適正な焼却を行って熱回収を図り、環境への負担を低減することが必要とされている。現在の滋賀県の産業廃棄物処理の仕組みはこうである。

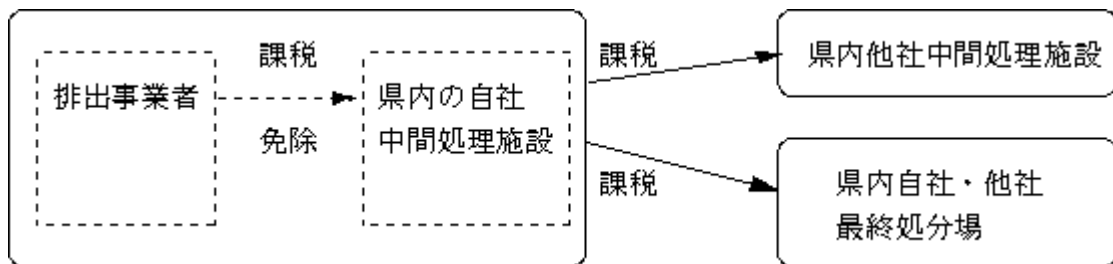
## 第2節 滋賀県の廃棄物の課税方法



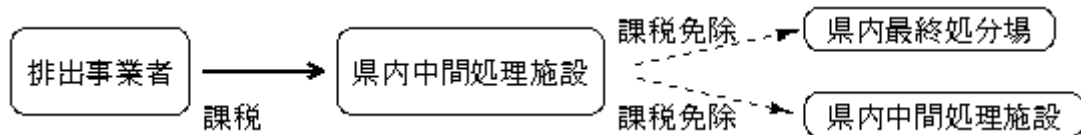


産業廃棄物を排出する事業者の滋賀県内の中間処理施設または最終処分場への産業廃棄物の搬入が課税の対象となる。つまり、ある事業者が産業廃棄物を排出し、それを最終処分場にそのまま搬入した場合は課税がかかる。また、中間処理施設を介して最終処分場に搬入する場合には、中間処理施設に搬入した時点で課税され、最終処分場に搬入するときには課税されないということである。課税標準は産業廃棄物の搬入重量であり、税率は1トンにつき1,000円である。事務所または事業所ごとの各年度(4月1日から翌年3月31日まで)における課税標準となるべき重量の合計が、500トン以下である場合においては課税しない。

また、課税免除される場合も規定されている。自社中間処理のための搬入、つまり排出事業者が、産業廃棄物を県内の自社中間処理施設において処分するための搬入は課税免除とする。県内の自社中間処理施設を有する排出事業者が、その中間処理施設からの処分後の残さを県内中間処理施設(他社)または県内最終処分場(自社・他社)へ搬入する場合は課税する。



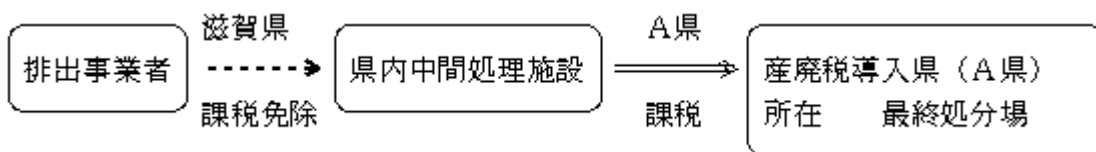
県内中間処理施設における処分後の搬入、つまり排出事業者の委託により県内中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の搬入は課税免除とする。



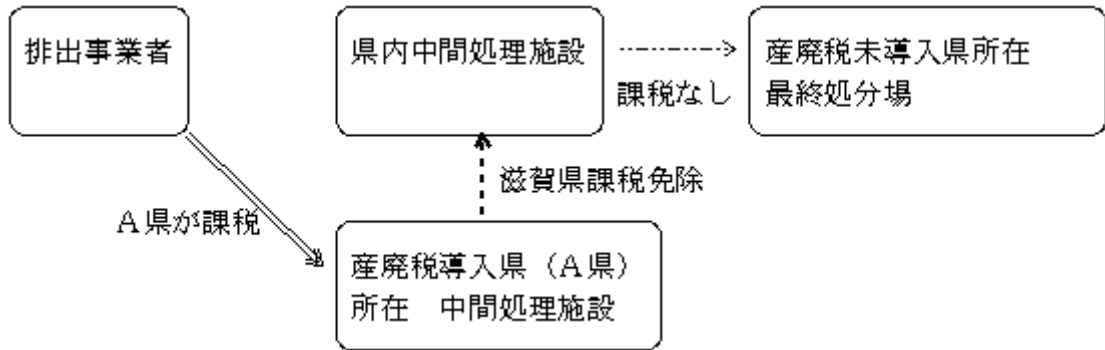
次に他県との二重負担調整に関してである。産業廃棄物税は三重県が導入してから次々と各道府県で導入されてきて、現在では27道府県にわたる。よって二重負担調整が必要となっている。つまり産業廃棄物に関する税導入県の課税されるべき施設に複数回にわたって産業廃棄物が搬入された場合は二重負担の調整をするために課税免除とする。

滋賀県以外の産業廃棄物に関する税導入県の最終処分場に搬入された場合は、当該最終処分場の所在する税導入県の課税を優先し、滋賀県は課税を免除する。

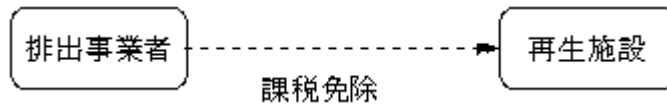
上記税導入県とは、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、愛知県、三重県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市である。



産業廃棄物に関する税未導入県の最終処分場に搬入された場合で、滋賀県以外の税導入県（中間処理施設への搬入に課税する県に限る。三重県のみ。）に所在する中間処理施設に先に搬入された場合は、当該施設の所在する県の課税を優先し、滋賀県は課税を免除する。



また再生施設への搬入、つまり県内中間処理施設のうち、再生の用に供される施設（再生施設）への産業廃棄物の搬入は課税免除とする。



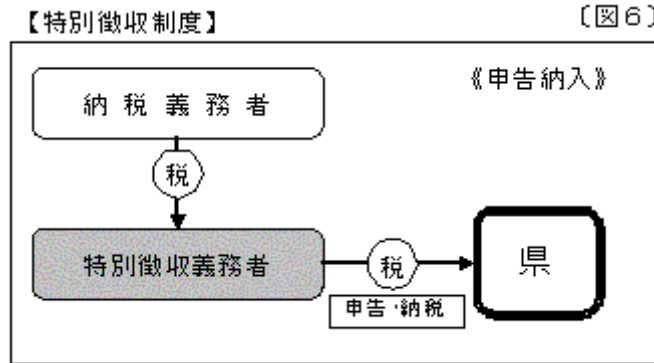
### 第3節 滋賀県の産業廃棄物税の問題点

この産業廃棄物税の仕組みには問題も含まれている。確かに、産業廃棄物税を導入したほとんどすべての自治体では、導入後、その地域での産業廃棄物(資源化できない産業廃棄物)の発生量と埋立量が減少した模様である。しかし、これは考えてみれば当然の結果でもある。元々、ゴミという取引価値が無いものに対し、更に税金をかけられるわけだから、ただでさえコストがかかるというのに、排出事業者としてはさらに負担をかけられていることになる。そこで、不法投棄が増加し、それが公式に記録される埋立量の抑制につながっているという現状もあるといわれている。つまり、この仕組みでは、課税を嫌っての産業廃棄物の不法投棄が問題点として残っているのだ。

### 第4節 滋賀県・三重県以外の産業廃棄物税の仕組み

滋賀・三重以外では最終処分業者に課税し、又は特別徴収させる方法は、簡素な仕組みで公平に課税でき、かつ広域調整も可能である一方、税負担者として想定されている排出事業者への転嫁が十分になされず、減量化効果が得られない可能性がある。

滋賀・三重以外で行われている最終処分業者特別徴収方式の場合、排出事業者が直接最終処分場に運搬する場合は排出事業者が納税者、中間処理を経て最終処分場に搬入する場合は中間処理業者が納税者となるが、後者にあっても排出事業者が税相当額を負担することが想定されている。このため、最終処分業者が排出事業者から適正に税を徴収できているか、また中間処理業者が排出事業者に税相当額を転嫁できているかが問題である。



最終処分業者に課税し、又は特別徴収を求める方式では、埋立処分量は正確に把握できるが、税の主目的のひとつである排出事業者の減量化への取組状況を把握・評価するためには、追加的な調査が必要となる。

以上のことから最終処分業者に課税し、又は特別徴収させる方法は、課税システムが簡素であるというメリットはあるものの、排出事業者に対して経済的なインセンティブに訴える力が弱いと思われる。それに対し、滋賀・三重で採られている事業者申告納付方式であれば排出事業者の経済的なインセンティブに働きかけることができる。

## 第5節 三重県による調査

三重県によると次のような調査結果が得られている。産業廃棄物の排出量は産業廃棄物税が導入された平成14年度においてもほとんど変化がないが、再生利用量及び減量化量とともに増加（それぞれ対13年度比で約5%及び約9%の増）した結果、最終処分量は対13年度比約24%の減となった。また、排出量に占める最終処分量の割合は、平成12年度の約20%から14年度には約12%と急速に減少している。

ここで、三重県が多量排出事業者に対して実施したヒアリングの結果によると、大部分の事業者においては、産業廃棄物税の導入とは別に、最終処分場のひっ迫を背景として、生産工程の改善等による排出削減やセメント原料化等のリサイクルの取組を継続的に進めているが、税導入や税収による補助事業の活用をこのような取組の推進の一要因として挙げる事業者も見られることから、最終処分量の減少に税導入の効果もある程度寄与していると考えられる。

三重県の調査結果からもわかるように、事業者申告納付方式の方が最終処分業者特別徴収方式よりも効果的であると我々は考える。

## 第5章 結論

---

茨城県では、平成 10 年度の産業廃棄物の発生量が 11,286 千トンであり、平成 15 年度のそれが 10,679 千トンと、1 千万トンを超える高水準で推移している状況である。このため、事業者は原材料の選択や製造工程を工夫する等により、産業廃棄物の発生量を抑制する必要がある。それを促進する手段として資源化率の考え方を変えるということを行った。つまり脱水前の汚泥を発生量と捉え、資源化率を算定していたのを、脱水後の汚泥を発生量と捉え、新たな「資源化率」として算出するということだ。このようにたしかに対策は打ち出されている。ここでさらに滋賀県、三重県が取り入れている、より経済的インセンティブが大きい事業者申告納付方式の産業廃棄物税を茨城県も取り入れてみてはどうだろうか。

茨城県の平成 15 年度の産業廃棄物の総合の最終処分量は 469 千トンであった。これに 1 トンにつき 1000 円の課税をするとしよう。すると 4 億円以上の税収が見込めることとなる。また事業者申告納付方式による強い経済的インセンティブで最終処分量は減少し、資源化される産業廃棄物が増えることが予測され、環境にも優しいといえる。

これらを根拠に私たちは茨城県での産業廃棄物抑制の対策として、事業者申告納付方式による産業廃棄物税の導入を提言する。

## 参考文献・データ出典

環境庁 報道発表資料 「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」

滋賀県 環境白書

75 回環境・環境教育研究会報告 地域の環境紛争に関する報告

社団法人全国産業廃棄物連合会 建設廃棄物専門部会 報告書

「建設廃棄物処理の現状と問題、そして解決に向けて」

滋賀県産業廃棄物税のあらまし

茨城県廃棄物処理計画